

横浜市バリアフリー検討協議会運営要綱

制定 平成 22 年 7 月 16 日 道企第 560 号 (局長決裁)

改正 平成 24 年 3 月 30 日 道企第 1434 号 (局長決裁)

改正 平成 28 年 10 月 6 日 道企第 794 号 (局長決裁)

改正 令和 元年 5 月 24 日 道企第 192 号 (局長決裁)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）に基づく基本構想に関する検討を行い、専門的な見地からの意見を聴取するため、法第 26 条及び横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱第 8 条に規定する横浜市バリアフリー検討協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取)

第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事項に関し協議会の委員の意見を聴くものとする。

- (1) 法第 25 条に基づく移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」という。）の作成に係る事項
- (2) 法第 27 条に基づく基本構想の作成等の提案に係る事項
- (3) 法第 25 条の 2 に基づく基本構想に定められた事業等の評価等に係る事項
- (4) その他基本構想に係る横浜市全般の事項

(委員構成)

第 3 条 協議会を構成する委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 鉄道事業者や道路管理者などの事業者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認められる者

(任 期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会 議)

第 5 条 協議会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、協議会において必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

3 協議会には、各地区の基本構想の検討のため、区部会又は地区部会を置

くことができるものとする。

- 4 協議会には、その他個別の課題の検討のため必要に応じて、部会を置くことができる。

(座長等の選任)

第6条 協議会の会議の円滑な進行のため、座長1名を選任することができる。また、必要に応じて副座長1名を選任する。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により選任する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、横浜市道路局計画調整部企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に設置されている地区部会は、従前の例により活動できるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年5月24日から施行する。